

別表

算 定 基 準

区 分	基 準 の 内 容
整 備 区 分	創設又は改築 ※その他については、都度定める。
対 象 経 費	<p>(1)本体工事費 創設及び改築整備（建物と一体的に整備されるものを含む。）に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費 ア 工事費又は工事請負費 （建築主体工事、電気設備工事、機械設備工事 など） イ 工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用） （旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監理料等をいい、その額は工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度とする。）</p> <p>(2)設計料加算 本体工事費以外に別途必要となる設計料</p> <p>(3)環境改善加算 子どもにやさしい環境を作り出すために必要となる費用</p> <p>(4)地域の余裕スペース活用促進加算 地域の余裕スペース（公営住宅、公民館等）を活用して病児保育施設を整備するために必要となる費用</p> <p>(5)特殊附帯工事費 特殊附帯工事に必要な工事費又は工事請負費</p> <p>(6)解体撤去工事費及び仮施設整備工事費 解体撤去に必要な工事費又は工事請負費及び仮施設整備に必要な賃借料、工事費又は工事請負費 ア 改築に際して既存施設を解体し撤去する場合 イ 改築に際して仮施設を整備する場合 ウ 一部改築に際して既存施設を解体し撤去する場合又は仮施設を整備する場合</p>
補 助 基 準 額	子ども・子育て支援整備交付金交付要綱別表2の第4欄に定める基準額とする。
補 助 金 の 交 付 額	<p>交付額は、市負担額と国庫補助金等決定額の合計額とする。</p> <p>【市負担額】 補助基本額×9/10（1,000円未満切り捨て）－国庫補助金等相当額（以内 の額） ただし、国庫補助金等決定額がそれぞれ下記の額を下回った場合であつても、国庫補助金等相当額は下記の額を適用する。</p> <p>【国庫補助金等相当額】 国 補助基本額×3/10（1,000円未満切り捨て）と 道 補助基本額×3/10（1,000円未満切り捨て）との合計額</p> <p>補助基本額とは上記対象経費(1)から(6)に定めるそれぞれの補助基準額とそれぞれの対象経費の実支出(予定)額とを比較して少ない方の額を選定し、これらの額を合計したものをいう。</p>